

令和3年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年7月28日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第9号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第4 報告第10号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 報告第11号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 報告第12号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 議案第40号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について
- 日程第8 議案第41号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について
- 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正について
- 日程第11 教育長の報告
- 日程第12 その他 事務局長
教育総務課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

学校教育課主幹 曾我部 雄 志

学校教育課総括課長補佐 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課総括課長補佐 野 口 智 子

生涯学習課長 佐 藤 雅 人

生涯学習課主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課総括課長補佐 泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

- 教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和3年第7回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。
-

日程第1 令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長** 日程第1 令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、大平委員よろしくお願い致します。

日程第3 報告第9号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示について

- 教育長** 日程第3 報告第9号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第3 報告第9号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、困窮世帯に対する支援策として瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱が新たに創設されたため、令和3年度就園就学緊急援助費交付要綱において関係条項の整備を行うもの。

<資料により説明>

- 学校教育長** 福祉生活課の事業として7月より新型コロナウイルス感染症の影響を

受けられた方に生活困窮者自立支援金支給事業が開始されました。就園就学緊急援助費交付要綱は、要件を満たし交付決定を受けた世帯に対し給食費相当の緊急援助費を交付するものですが、今回、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業実施要綱も第4号として条件に加えさせていただきました。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第9号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第4 報告第10号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第4 報告第10号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 報告第10号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）を踏まえ、申請書等様式への押印の廃止するため、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正を行うもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 押印廃止に伴い様式の変更を行うものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第10号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第5 報告第11号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第5 報告第11号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第5 報告第11号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱（令和3年度瑞穂市告示第186号）の制定により、この支援金の交付決定を受けた者について、交付対象者の要件に加えるため、瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部改正を行うもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を受け、経済的に厳しい状況にある世帯は今まで緊急小口資金等の貸付けの申請期限の延長等で対応してきましたが、限度額に達し再貸付けが不承認となる世帯がありますので、新たな支援策として瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することになりました。それに伴い瑞穂市の保育所に通われているお子様につきましても、この支援金受給者も緊急副食費の交付対象者とする事としたため項目を追加し、改正するものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 報告第11号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第6 報告第12号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第6 報告第12号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 報告第12号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）を踏まえ、申請書等様式への押印の廃止するため、瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部改正を行うもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 押印廃止に伴う様式の変更となります。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 報告第12号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第7 議案第40号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

○**教育長** 日程第7 議案第40号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第40号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について 令和4年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和4年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

～ 質疑・討論（非公開） ～

○**教育長** 日程第7 議案第40号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書
の岐阜地区採択について、可決することと致します。

日程第8 議案第41号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第8 議案第41号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について、
を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第8 議案第41号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱
について 瑞穂市子ども・子育て会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂
市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第
11号の規定により教育委員会の議決を求める。令和3年7月28日提出、瑞穂
市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20
年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子ども・子育て会議
委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 有識者、社会福祉協議会、子ども相談センター、公募委員など
13名の委員で構成しており、任期は令和3年8月31日から2年間です。

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** この会議は何歳ぐらいの子どもを対象にどのような内容を話し合わ
れるのでしょうか。

○**幼児教育課長** 子ども・子育て支援事業計画（第2期）には瑞穂市の就学前の
子どもに関する様々な子育て支援策があります。保育所、放課後児童クラブ、子
育て支援センター、ファミリーサポートセンターなど様々な事業についての計画
がありますが、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めすべての子
どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子
育て家庭等を主たる対象とします。会議では、計画通り実行がされているか、事
業内容についてなどいろいろとご議論していただく場として年に1回は開催する
予定です。

○**森下委員** 今回の13名の委員の方で、前任期から引き続き委嘱される方はい
ますか。

- 幼児教育課長** 公募委員、福祉関係者、有識者の3名が継続となっています。
- 森下委員** 新しい方ばかりでは、今までの経緯が分からなくなってしまうのではないかと思いましたので、確認させていただきました。
- 教育長** 会議を通して、次期子ども・子育て支援事業計画を策定することになります。
- 教育長** その他、ご質疑ございませんか。
- 異議なしと認めます。日程第8 議案第41号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 教育長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。
- 事務局より説明を求めます。
- 学校教育課長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進に向け、学校及び地域が協働・融合した部活動の在り方について協議検討するに当たり、瑞穂市地域部活動検討委員会を設置したいので、市条例の改正が必要であるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。
- ＜資料により説明＞
- 学校教育課長** 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革をしていく必要があるということで、瑞穂市地域部活動検討委員会を設置したいという内容です。委員は、識見を有する者、中学校の代表者、関係団体の代表者、保護者の代表者、その他教育委員会が適当と認める者より15人以内、任期は2年を予定しております。主管課は学校教育課及び生涯学習課です。令和2年9月1日にスポーツ庁と文科省から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要というものが示されています。内容としては部活動の意義と課題、学校の先生について働き方改革を進

めるというものです。本来部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であるという位置づけでありました。しかし、時間外が非常に多いため、土日、休日では4時間以内の活動になるようにとっておりますが、試合がありますと1日勤務になることがあります。それは教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたと言われていたものがほとんどで、休日を含めながら長時間勤務の要因ということで、現在問題視をされているところです。部活動は子供たちを育てるにはとても大事な場です。その部活動を学校単位から地域の単位としての取組にできないかということで、文科省からは令和5年度から順次地域へ移行し、特に休日の活動について地域へ移行させるような体制を整えるというような方向性が示されております。単純に地域へ任せるわけにはいかないのです、そのための課題となることや、体制作りのために検討委員会を中学校の先生方や保護者、地域で受け入れが可能など、今現在も社会人指導者としてすでにご協力いただいている方も交えながらスムーズに移行できる方法を検討していきたいと考えております。具体的な方策としては、令和5年度以降の休日部活動の段階的な地域移行、地域人材の確保などの検討、社会人指導者への費用負担など先行的に実践研究をしているところを参考に課題を踏まえながら私どもも検討していかなければならないということです。それから合理的で効率的な部活動の推進ということで、部活動の数についても精選していく必要があるとか、部員が少なくなってきた部についての検討をしていかなければならないとも思っております。以上のことを踏まえながら瑞穂市としましても、地域部活動が運営できるような体制を整えていきたいということで検討する機関として提案させていただいたような地域部活動検討委員会を立ち上げるため、条例に加えさせていただきたいと思っております。なお、この一部を改正する条例は、他の部局の委員会の設置などにより、提案理由や改正文の一部に追加や修正がある場合がありますのでご理解をお願いします。

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 この地域の現状、問題点、課題があれば教えてください。

○学校教育課長 部員が少なくなった部活動もあります。あまりにも熱心に活動し、子供に過重な負担をかけすぎるというのも問題ですので、ルールも整備しながらやっていかなければならないなということと、今でも社会人指導者の方には

毎年委嘱式の際に、子供たちを心身ともに健やかに育てるための部活動の在り方や、指導の仕方等の研修もさせていただいております。そういうことも踏まえながら今後どうやっていったらいいかということを考えていかなければいけないと思っております。

○**大平委員** 地域の様々な実情、それから今まで部活指導を地域の人にゆだねた事例があるので、その成果と課題もふまえてすすめていただきたいと思います。

○**加木屋委員** 私も保護者として子供を育てるうえで中学校の部活というのはかなり悩んだ時期もありましたので、ようやくこういう改革がしてもらえる時が来たという安心した部分と、学校教育課長がおっしゃられた通り、保護者も指導者も過熱しすぎてしまうと子供への負担がとて大きくなってしまふことがとても心配するところです。また、強くなってくると遠征試合などが多くなり保護者の送迎の負担、金銭的な問題というのが伴う場合があります。そのような問題から同行できない状況というのは子供の心の寂しさを生んでしまいます。また、保護者会の在り方もすごく難しい問題だと思います。過熱すればするほど先生方も保護者からの強い要望を受け対応に苦慮され対立してしまうということがたくさん見受けられます。しかし部活動というのは教育の一環であるということを、常に念頭においてその姿勢を崩さないでほしいという希望があります。教員の負担、指導者の問題もたくさん見てきましたが、ぜひとも子供たちの意見を十分に取入れたうえで何が一番いい方法なのかを考えていただきたいと思います。

○**教育長** 今回立ち上げる検討委員会の委員として子供を入れることは難しいと思いますが、その委員会の協議の中で子供の意見をしっかり聞いたうえで参考にしましょうということをつけ加えて提案させてもらうということによろしいでしょうか。

○**大平委員** 私は教員の立場でもあったので、部活というのはかなり負担になって教師のそれ以外に充てる時間がとりにくいことはありました。最終的にそれは授業の準備の時間が短縮されるなど生徒に影響が出ることも懸念されるので、授業に費やす時間も大事にさせていただき、先生方の教育、研究の時間を確保することを考えていただければいいと思います。

○**教育長** 土日に出勤すれば3時間4時間の勤務になってしまいます。それが月に4回もあれば十何時間、そのうちに1回でも大会があれば1日になります。月に

超過勤務の時間は45時間以内に制限といわれても、それだけでも10数時間とか20時間ぐらい行ってしまう場合があります。そうするとほかで時間を抑えるとなると教材研究ができないなど教員の負担というのはかなりあります。それも考えていかなければならないですし、子供たちが部活動を通して成長するというのが大きいです。

○**教育長** その他、ご意見ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第10 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年7月28日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、グローバル化対応教育の一環として、幼児・児童生徒が授業等を通じて外国人に慣れ親しみ、活きた英語を体験的に学習することにより、コミュニケーション能力の育成を図るため。また、安定したALTの能力の確保及び学校等への派遣事業の維持のために市条例の改正を行う必要があるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 具体的には今年度は9名のALTの委託契約をプロポーザルにより選定し毎年行っています。今の契約条件ですと単年度しかできないので、プロポーザルの要件に、経験のある方の雇用が途切れないように等の条件を精いっぱい出して、そのうえでプロポーザルを行っていますが単年度契約になりますと限界があります。より経験豊富なALTを求めるとなると、雇用の安定が非常に必要になります。単年度から3年に契約期間が延びることで、毎年変わることな

く質の高まりが期待できるということでございます。一定期間継続して携われるようにするために条例の一部改正を行うものです。なお、この一部を改正する条例も、他の部局との調整により修正がある場合がありますので、ご理解をお願いします。

○**教育長** A L Tの委託契約は単年度契約を行っていますが、雇用形態を含めて、子供にとっては同じ先生が3年間関わったほうが教育効果も高まるだろうという期待が大きいわけですから。そのような理由で複数年度の3年以内の契約をしていくということを考えたときに条例の改正が必要になってくるということでの意見聴取となります。

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 現状は単年度契約ということで、毎年A L Tが入れ替っていく可能性があったということでしょうか。契約期間を3年以内に改正すると同時に契約の延長についての検討はされませんかでしょうか。

○**学校教育課長** A L Tの入れ替わりについては、同じ業者と契約できなければ全て入れ替わることになります。延長についてですが、教員もそうですが長すぎるのも難しく、質の担保ということではこの3年の中で実績を示していただいて、さらにそこでよければ次のプロポーザルをやったところで次回契約にエントリーしていただいて、こちらで選定させていただくということになりますので、ある程度の期間で実績を示していただくことが重要だと思っております。

○**森下委員** 3年契約を締結したが途中で何か不祥事があった場合には、契約解除を行うこともあるということでしょうか。

○**生涯学習課長** 委員が言われたようなことは契約書上記載してあると思います。

○**大平委員** 今回の改正によりプロポーザル自体が、3年ごとに行われることになるということでしょうか。

○**学校教育課長** そのとおりです。

○**大平委員** 会社と3年契約をするので、派遣される先生が優秀であっても3年以内にならなくなる可能性も残るということですか。

○**学校教育課長** それもありうると思いますし、そのあたりのところも会社との協議の中で決めていくことだと思いますし、逆のパターンでも質的に落ちる方については、高めていただくように要求することもできるように、契約の条件に加

えていかなければならないと思います。

○**教育長** その他、ご意見ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第11 教育長の報告

○**教育長** 日程第11 教育長の報告です。

すでに令和4年度の当初予算が話題になってきております。コロナ禍においていろいろな動きがある中で、委員の皆様方がこういった動きを見ておられて、こういうような施策、こういうような事業は必要ないのか、こういうことを考えられないかというような提案をしていただきたいと考えています。例えば図書館で読書の推進としてこういうことを考えられないか、学校教育の中では働き方改革をおこなっているが保育所の働き方改革はどうなっているのか等いろんな視点からご意見いただきたいと思っております。今日すぐにということは大変難しいので、次回の時にいろいろとお話を聞かせていただけるとありがたいと思います。ただ、お聞きしたことはすべてやれるということではございません。このような事業を考えてはどうだろうかということで、今後議論するような場も持てたらありがたいなということも思っております。そういった意味でいろいろお考えいただき、次回の定例会においてお話を聞かせていただけるとありがたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

2つ目です。最近のいろいろな状況の中で、だれもが発信者になるというお話です。ICTが普及することによって中学生でも、小学生でも、世の中に自分の意見、考えを発信できます。芸能人、政治家等の行動についての意見がいっぱいネット上にも出ています。先日、新聞に教師の強い叱責によって、それが怖いから不登校になった。あるいは、先生が学校でタバコを吸っている。学校の先生のたばこの臭いがとても我慢できない、吐き気がして気持ち悪いというようなことが新聞に出ています。こういうのを見たときに、例えば強い叱責を行うというあたりは、その当該の市の教育委員会は事実を把握しておられました。しかしそうではない場合も起こりえます。また先ほどのような、タバコ臭いから嫌だとか、

近寄らないでほしいとか、子供が言えないこともあります。そういったことについて気付かない教師ではいけないと思っています。この2つの事例は校内で職員間の中でいろいろと気づけたことではないかなということだと思います。強い叱責については校内でもたぶん話題になったから学校長も把握していたということで市教委にも報告があったと思います。1つ1つ丁寧にやるべきことをきちんとやって、マスコミに出されると怖いから委縮するのではなくて、子供の立場に立ったことを日頃から考えて行動することがこれからは必要になってくると私は思います。誰もが発信者になる。保護者もそうですし、もしも違つたとらえ方をされて、誤解されたままそういった発信をされたことが話題になった場合であっても、逆にそういったことに対してしっかりと対応がなされておれば、それは学校も教育委員会もしっかりと言うことができると思います。こういった時代だからこそよく考えないといけないなと今つくづく思っているところです。

3つ目は東京オリンピックに関することです。1つは小林賢太郎氏がお笑い芸人だったころにユダヤ人大量虐殺ごっここというのをかつてネタとして使っていたことについて、いろいろ反省の弁とかが出ていますが、なぜ今私が気になるかという、学校教育の中でこういったことはきちっとできなかつたのだろうかと思うからです。そこに責任があるのではないかと言うつもりはないですが、そういった歴史的な事実をお笑いのネタにしてしまうというレベルの認識のまま子供たちが成長して大人になっていくというところに問題があるのではないかと思います。ユダヤ人の大量虐殺について家で教えるかといったらそんな機会はなかなかないですよ。たまたまテレビで何か特集があり家族で見ている話題にすることはあっても、そのことだけを取り上げてということはなかなかないと思われれます。だからここは学校教育が担う大きな部分だと私は思います。歴史の学習、特に日本史については日本人、日本国民として今に至るまでの歴史をしっかり学んでほしい。学べるような学校教育でありたいということをお願いします。

もう1つは小山田圭吾氏がかつて同級生、それも障がいを持った同級生を世間ではいじめという言い方をしていますけれども、そうじゃないこれは人権を無視した暴行みたいなものであると、犯罪だという言い方をされる方もみえるくらいのものであります。それを面白おかしく武勇伝のように語っていたというあたりがまた大きな問題になっているわけです。人はいろんなことを言います。だから誰もが

発信者なので、いつまでも過去の失敗を言っていてはいけないという意見もあったり、昔と今ではいじめに関するとらえ方が違うという意見を言う人もいたりしますが、私はやっぱり人として、そうしたことを平気で言ってしまうような人間を育ててきた教育の在り方も教育に携わるものとして、自分たちがやれることは何かなかったのかということを考えなければならないと思います。そうすればもっと違った彼らの世界や、いじめを受けた人たちも違った生き方ができたのかもしれないなという風に思います。今更ながらにこうって大きく取り上げられて、当時いじめを受けた方々はまた蒸し返されたような思いの中で東京オリンピックを見てみえるのか、もう見られないのかわかりませんが、ここへきて何度も取り上げられていることによってまた苦しむ人がいるのではないかと思うと、いたたまれない気持ちになるのがこういった事案が出てからの思いです。自分1人で何ができるかといったらできない部分が多いですが、こういう思いや考えを共有する中で、瑞穂市の子供たちについてはまずみんなで責任をもって育てていくことができる、教えていくことができるといいと思います。また市内の先生方に私の話を聞いてもらえる機会があるので、その場でもきちっとお話をしたいなということを考えているところです。オリンピックで一致団結するような、突然民族意識がわいてくるようなところがありますが、それはそれで応援すればいいと思いますがその陰でいろいろと悲しみ苦しんでいる人がいると思うと、非常にこの東京オリンピックに対し複雑な思いを感じているところです。

日程第12 その他

○**教育長** 日程第12 その他です。事務局長から順番に進めたいと思います。

事務局長。

○**事務局長** 私の方からは、8月10日に議会の文教厚生委員会の協議会があります。6月の議会で補正予算に上げさせていただきました牛牧第1保育所用地と牛牧小学校の職員駐車場用地の測量、鑑定について再度書類として、簡潔にまとめたものを説明させていただきます。

保育所整備計画に基づき待機児童の解消に向けた未満児保育の実施、老朽化した園舎建て替え、校区に1か所の保育所を設けて小学校との連携を図るといったところを、公私連携型の認定こども園という形で進めていきたいという考えでご

ざいます。また、国からの方針が出され、令和7年度には全学年35人学級を実施することになりました。このことから今後牛牧小学校では教室不足となりますので、牛牧第1保育所から進めるということを決めさせていただきました。現在放課後児童クラブが牛牧小学校の2教室を利用し運営していますので、この教室を空ければ牛牧小学校の教室不足の解消ができると考えていますが、放課後児童クラブの教室を確保する必要があります。そこで、牛牧第1保育所の整備を早く進め放課後児童クラブを牛牧第1保育所へ移動できれば放課後児童クラブの教室も確保することができます。

牛牧小学校の職員の駐車場用地については現在の駐車場が借地であることや立地等も考慮し返却を検討しているところです。新たな候補地としては、通学路には影響のない場所、体育館は一般の方も利用されますので社会体育施設の利用者への利便性も高い場所、職員玄関まで近いところ等の条件を考慮しています。このようなことから用地を購入する方向で進めているということの説明する予定ですので、委員の皆様にもご説明させていただきました。

○教育総務課長 5月の定例会の方で議案として出させていただきました中小学校の管理室棟の解体工事につきまして、施工業者が決定いたしましたので報告します。一般競争入札で実施し株式会社ブレイクが落札されました。落札金額は税込み997万7千円です。工期は9月21日までとしています。次に例年、教育委員会でも評価している、教育の事務の管理・執行の点検及び評価シートをお配りさせていただいておりますが、7月16日と20日に学識経験者の方に対する説明会を開催し、学識経験者の皆様には一次評価をしたものに対してご意見ご助言をいただきたいということで依頼中です。教育委員の皆様にも次回定例会で議事に報告をさせていただくにあたりまして、またご意見を頂戴したいと思っておりますので、一度ご覧いただければと思います。

○学校教育課長 なし。

○幼児教育課長 なし。

○生涯学習課長 図書カードの配布についてです。6月の議会で議決をいただきましたので夏休みまでに配布したいと思い事務を進めてまいりました。小中学生には教育長からの夏休みの宿題がありましたので、7月21日に小中学生に合計5千360通を発送しました。その後4連休でしたので、土曜日の24日から郵

便局が配達を始めてくれていますので、今日までには小中学生の方には届いていると思います。未就学の方につきましては、今発送準備を進めておりまして、今週末までには発送したいと思っておりますが、遅れますと8月2日の月曜日の発送になるかと思っております。未就学の方が3千293通で合計8千653通を発送します。

次に図書館自主事業のご案内です。夏休みに入り例年ですと図書館自主事業を実施していますが、昨年はコロナの関係で実施できませんでした。今年も図書館では密になる可能性がありますので、巢南公民館での実施を予定しております。1つ目は明日木曜日ですがけれども、10時30分から「なるほど地図教室」が実施されます。そのあと8月に入りまして4日水曜日に2つ目として「おもしろサイエンス教室」、7日土曜日に3つ目として「野菜のスタンプでバッグづくり」という3つの事業が図書館自主事業として予定されています。お時間等があれば見学していただくと幸いです。

○**教育長** 日程第11教育長の報告、日程第12その他につきましてご質問等があればお伺いします。

○**森下委員** 前回の定例会で報告のあった巢南公民館の雨漏りによる火災報知機の作動についてはその後どうなりましたか。

○**生涯学習課長** まだ工事の完成報告は受けていませんが、そのあと雨が降っていないので影響は出ておりません。早急に対処しなければいけない箇所ですが、工事全体の完成にはもう少し時間を要します。

○**大平委員** 大月多目的広場について地域支え合い推進会議の時にご説明いただいて、芝生張りの広報についてご質問がありましたが、そのことについては何か計画がありますか。

○**生涯学習課長** 会議の場でいろいろご意見いただきまして、そのあと巢南校区の自治会長の代表である大月の自治会長にいろいろ相談しました。8月の終わりに巢南校区の自治会の会合があるということで、その時にもう少し具体的にご協力をお願いできるように準備をしています。

○**大平委員** その内容は広報誌にも掲載されますか。

○**生涯学習課長** 9月号に掲載する予定ですが、混乱の無いように順序立ててお願いをしていきます。

○**加木屋委員** 図書カードの配布についてですが、小中学校の児童生徒には早め
にというご配慮をいただけたと思いますが、ご意見として未就学児との差がちょ
っとありすぎて、1つの家庭で兄弟姉妹がいるときに時間差がありすぎたという
ご意見をいただきましたので一応参考までにお伝えします。

○**生涯学習課長** 生涯学習課に同様の意見をいただいております、私どもも申
し訳ないと思っています。

○**教育長** その他よろしいですか。

それでは次回の日程を決めたいと思います。次回令和3年第8回瑞穂市教育委員
会定例会を令和3年8月23日、月曜日、14時から開催しますのでお願いいた
します。

閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、
令和3年第7回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時41分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年7月28日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 琢明

委員

大平 高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。